

函館市介護サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 函館市介護サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市則規第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所等 以下の事業所等の総称をいい、それらと一体的に運営されている介護予防事業所ならびに介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所および介護予防ケアマネジメント事業所を含むものとする。

ア 介護サービス事業所

(ア) 通所系サービス事業所 通所介護事業所，地域密着型通所介護事業所，療養通所介護事業所，認知症対応型通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所，小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

(イ) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）ならびに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）

(ウ) 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所，訪問入浴介護事業所，訪問看護事業所，訪問リハビリテーション事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，夜間対応型訪問介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型

居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）ならびに居宅介護支援事業所，福祉用具貸与事業所および居宅療養管理指導事業所  
イ 介護施設等 介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設，認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。），養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(2) 障害福祉サービス等事業所 以下の事業所等の総称をいう。

ア 通所系サービス事業所 生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス

イ 障害者支援施設等 障害者支援施設，共同生活援助

ウ 訪問系サービス事業所 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，就労定着支援，自立生活援助，保育所等訪問支援

エ 相談支援事業所 計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援

（交付対象者）

第3条 事業に係る補助金の交付対象者は，前条第1号および第2号に定める事業所等を運営する法人とする。

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は，令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日付老発0328第3号厚生労働省老健局長通知，最終改正令和5年9月26日付老発0926第2号厚生労働省老健局長通知）および新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱（令和4年12月16日付障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知，一部改正令和5年5月8日付障発0508第4号社会・援護局障害保健福祉部長通

知)に基づく、次に掲げる事業をいう。

- (1) 介護サービス事業所等における緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
- (2) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業
- (3) 障害福祉サービス等事業所との協力支援事業  
(補助金の額)

第5条 事業に係る補助金の額は、別表1の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助対象経費の実支出額と、別表2-1および別表2-2の基準単価表に定める補助限度額のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(事業に係る補助金の交付申請)

第6条 事業に係る補助金の交付申請は、規則第7条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(共通第2号様式)
- (2) 補助金等交付申請額算出調書(別記第1号様式)
- (3) 積算内訳表(別記第2号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、規則第8条に規定する補助金の交付決定および規則第18条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知書には、規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。

(事業の変更等の申請)

第8条 規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、交付決定変更承認申請書を提出しなければならない。

(仕入控除税額の報告等)

第9条 補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補

助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、別記第3号様式の報告書によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に納付しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、同年1月15日以降の実施に係る第4条各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年4月1日以降の実施に係る第4条各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行し、令和4年4月1日以降の実施に係る第4条各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月12日から施行し、令和4年4月1日以降の実施に係る第4条各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、令和5年4月1日以降の実施に係る第4条各号に掲げる事業について適用する。

別表 1

補助金算定表

1 種 目	2 補 助 基 準 額	3 補 助 対 象 経 費
(1) 介護サービス事業所等における緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 (2) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業 (3) 障害福祉サービス等事業所との協力支援事業	別表 2 - 1 および 2 - 2 に定める事業所・施設等の種別ごとの基準単価による。	当該事業の実施に必要な報酬，給与，報償費，職員手当等，共済費，旅費，役務費，使用料および賃借料，委託料，需用費，備品購入費，負担金，補助金および交付金，その他市長が認める費用

別記第3号様式（第11条関係）

年 月 日

函館市長

様

住 所

補助事業者 法人名

代表者名

印

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 函 交付決定を受けた 年度介護サービス事業所等継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付資料

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる書類、特定収入の割合を確認できる資料）